
平成30年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成30年3月23日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成30年3月23日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中村 満男君

産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	平田 勝宏君
環境生活部長	……………	佐々木義光君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	古崎 敏雄君	東和総合支所長	……………	山崎 実君
橘総合支所長	……………	林 輝昭君			
会計管理者兼会計課長	……………				木村 秀俊君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君
政策企画課長	……………	山本 勲君			

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めましておはようございます。3月8日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は4名であります。通告順に質問を許します。5番、田中豊文議員。

○議員（5番 田中 豊文君） では、早速質問をさせていただきます。

今回は大きく4つの質問がございますので、お聞きしていないことについての御答弁は御遠慮いただきまして、簡潔な御答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

最初は、艦載機移駐に伴う安心安全対策につきまして、まずは、安全の対策につきましてお伺いいたします。

きょうの朝刊には、5月に予定されておりました移駐完了が今月中にも前倒しされる見込みという報道がされておりましたが、艦載機の移駐は、実行途上であるにもかかわらず、基地の位置づけの向上、関係首長の容認表明もあり、飛行回数及び夜間飛行の増加、飛行高度の低下も相まって、騒音は確実に増加しているとの実感がありますし、ヘリの墜落や燃料タンクの投下など、全国各地で米軍や自衛隊機による事故も相次いでおりまして、この周防大島でもその危機にさらされ、移駐によって数が増えれば、事故をはじめとする危険の確率が高まるのも当然であります。

昨年の議会全員協議会では、周防大島町内に米軍の戦闘機がもし墜落した場合に、速やかに米軍が対応にあたるという御答弁もありましたが、町民の生命、財産が危機にさらされている状態で、米軍の到着を指を加えて見ているわけにはいかないはずでありまして、役場職員や消防団による現場での情報収集や救難消防活動が余儀なくされる場合も想定されるものであります。

戦闘機には放射性物質が搭載されているとも言われておりますので、当然、対応にあたる職員や消防団員には相応の装備が必要だと考えられますが、戦闘機等の墜落に対してどのような危機管理体制ができているのか、御答弁をお願いいたします。

次に、安心の対策であります、艦載機の移駐が進むとともに、容認の姿勢を示せば、これまでも増して騒音被害が大きくなることは当然に想定されることではあります、移駐を容認したとはいえ、住民の暮らしの安心を守るためには、町として騒音被害軽減を主体的に求めていく姿勢が必要でありまして、そのためには、騒音の現状を細かに把握し、データを蓄積する必要があるということは言うまでもございません。

防衛省が騒音計を設置し、防衛省のホームページで見ることができますよと言うだけでは、余りにも心もとない話でありますし、それでは町民の暮らしを守るべき自治体としての責任を果たしているとは言えないということでしょう。

もちろん、騒音計の増設を求めることも必要だと思いますが、町として、町民の方からの情報提供を求め、デジタルなデータに加えて、アナログなデータも含めて、データ蓄積をし、現状を把握するための主体的な取り組みが必要だと考えますが、現在、町としてどのような情報収集体制をとっているのか、御答弁をお願いいたします。

2つ目は、さきの水道断水事故を踏まえまして、町民の「水」の確保についてお尋ねをいたします。

町としても当然いろいろと御検討はされていると思いますし、財政的な側面も当然考慮しなければならぬことは言うまでもありません。

しかしながら、重要なライフラインを一本のラインに頼るのは余りにも脆弱であります、だからといって、広域水道の全ラインの複線化というのも現実的ではないと思いますし、多様なリスクを考慮すれば、余り効果的であるとも言えないと思われま。

今回の事故は、災害によるものではなかったため、本町へ県内各地から救援に駆けつけていただきましたが、広域的な災害を想定した場合、やはり一定程度は島内で供給できるバックアップ体制は持っておく必要があるのではないかと考えます。

そこで、現在、町内各地にあります既存水源の活用につきまして、町としてどのような認識をお持ちなのか、御答弁をお願いいたします。

次に、今後の調査検討の手法についてであります、町が管理する水源以外にも緊急的に活用が可能と考えられる水源についても、検討の余地はあると思いますが、このような地域の実態に応じた非常時の水の確保対策は、きめ細かな現地調査や住民の方の協力による検討が必要だと思いますので、今後の対策検討にあたっては、行政だけで性急に結論を出すのではなく、住民参加による幅広い調査検討と議論がなければ、実効性のある対応策は立てられないと思いますが、

今後の検討手法について、町としてどのような考えをお持ちなのか、御答弁をお願いいたします。

3つ目は、町民への情報提供についてであります。

これにつきましても、先の水道断水事故を踏まえた上での防災無線のあり方全般についての質問になりますが、1月12日朝に放送されました防災無線による断水の第一報を聞いておらず、相当の間、断水を知らなかったという町民の方も多かったように聞いております。

7年前の東日本大震災以降、幾度となく町に提言もしてきたにもかかわらず、一向に改善されないまま本日に至っていることは、非常に残念であります。通常放送と非常時の放送は、何らかの区別がつくような放送のスタイルが必要であると考えております。町民の皆さんは、常に防災無線に注意を払っているわけではありませぬので、イベントのお知らせも断水のお知らせも同じスタイルでは聞き漏らすことも当然の話であります。

防災無線で流せば一応の責任は果たせるとお考えなのかもしれませんが、実際に伝わらなければ意味はありませぬので、今回のことを契機にして、防災無線のあり方について、改めて検証と対策が必要と考えますが、町はどのようにお考えなのか、御答弁をお願いいたします。

次に、病院横領事件についてであります。12月に全協でマスコミ発表程度の状況報告があった以降、議会に対しては、これまで全く情報提供がないのは言語道断であるというつもりであったのですが、20日に全協が開かれまして、簡単な経過説明を受けまして、刑事告訴や再発防止に向けた取り組みが行われていることはわかりましたが、不明な点も多々ありますので、少し質問をさせていただきます。

全協で説明いただいたことは、本日は御答弁は不要でありますので、ここでは第三者機関の具体的なメンバー構成、責任者の処分の内容、損害賠償請求の内容、それと今後の議会や町民への情報提供の方法、これにつきまして御答弁をお願いしたいと思います。

あれほど世間をお騒がせする事件を起こし、町民への信頼を失墜させた責任を感じておられるのであれば、議会や町民に対して逐次報告があつてしかるべきだと考えますし、町民の皆様への信頼を取り戻すためには、たゆまぬ努力が必要であることは言うまでもないことでありまして、その基本は、情報提供と説明責任を果たすことにあると思います。

事後の対応を間違えば、信頼回復どころか、信用は低下するばかりで、いずれ組織破綻の憂き目を見ることにもなると思います。本一般質問におきましても、その基本姿勢を疑われるような答弁とならないよう、くれぐれも丁寧な御答弁をお願いいたします。

最後の4つ目になりますが、町が事務局を担う団体への補助金についてであります。

本件につきましては、今後の議会でも継続的に質問をしていきたいと考えておりますので、今回はお聞きしたことだけ事務的にお答えいただければ結構です。

まず、町が補助金として予算編成しているものはたくさんございますが、その中で、町内部に

事務局を置く団体に100万円以上の補助金を出しているものがどれだけあるのか、団体数、補助金の合計額、その団体で雇用している職員の数、その職員に支払っている給与等の合計額につきまして、補助金の目的や個別の説明は不要でありますので、数、金額、人数、人件費の4つの答えを事務的に御答弁していただくようお願いいたします。

次に、総務部所管の団体のみで結構ですので、町内部に事務局を置く団体に交付する補助金の額をどのように決めているのか。補助金を使った後の団体内部の決算監査は、どのような立場の方がどのようなスタイルで行われているのかについて、簡潔に御答弁をお願いいたします。

以上でございます。よろしくようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員の艦載機移駐に伴う安心安全対策についてという御質問でございました。

まず、1点目の事故への対策についてでございますが、放射性物質への対策はどのようにとられているのかという御質問でございました。町が独自でとり得る放射性物質への対策はありません。

放射性物質につきましては、防衛省は、米軍機等に放射性物質が含まれているかどうかについて承知していないというふうにしておりまして、万が一、事故が発生した場合には、放射性物質の有無などを含め、事故の詳細について米側に確認し、関係自治体等に情報提供を行うこととされておるところでございます。

したがって、米軍機が米軍施設、そして、区域以外において着陸を余儀なくされた場合、平成17年4月の日米合同委員会合意に基づきまして、日米当局は、共同で必要な規制を行うため、内周・外周規制線が設けられ、必要な措置をするということとなりますが、その運用については、個別具体の事例に即して判断することとなるため、あらかじめ申し上げることはできないというふうに思います。

いずれにいたしましても、事故を起こさないことが最も重要なことであり、航空機の安全対策として、航空機の整備点検、周辺住民の安全を最優先とした安全教育など、徹底した安全対策の措置を講じ、事故防止に努めるよう要望しておりますが、これからも航空機の安全対策が徹底されるよう求めてまいりたいと思っております。

次に、2点目の情報収集の体制でございますが、航空機騒音状況については、現在の騒音状況と移駐後の騒音状況がどのように変化したのか、これを確認することが重要なことだと考えております。

そのためにも、広く町民の皆様から寄せられた声をより効果的なものとするため、まず、航空機による騒音等に関する情報は、総務課が窓口として受け付けることについて、町の広報により

お知らせをしたというところでございます。

また、昨年8月には、山口県基地関係市町連絡協議会により、騒音調査体制の充実についても要望を行ったところでございます。

他の答弁については、それぞれの関係参与から答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、田中議員さんの水道断水事故を踏まえて「水」の確保についての御質問にお答えいたします。

まず、町の水源の活用につきましてお答えいたします。

本町が、柳井地域広域水道企業団から受水している区域には、水道事業における認可上の予備水源が、久賀及び土居地区に2カ所、計4カ所あり、既に廃止した町管理の水源は、台帳上では浅井戸が26カ所、深井戸が23カ所、計49カ所あります。

これらを飲料水として使用する場合、取水ポンプ、ろ過設備、消毒設備、電気設備などの初期投資や、定期的な水質検査などの維持管理経費が必要となります。

加えて、取水量及び水圧が配水量に対して不足するということを総合的に勘案すると、予備水源及び旧水源のうち、浅井戸を生活用水として利用することが現実的であり、今後、浅井戸のうち、利用可能なものがどの程度あるかを調査し、非常時の有効活用を検討してまいりたいと考えております。

なお、山口県大島防災センターには、非常用飲料水を確保するとともに、町内各所にある防災倉庫に緊急用浄水装置を配置しております。

次に、今後の調査検討の手法につきましては、今回の断水に伴い、消防団や自治会の皆さんの自発的な活動による給水や、個人所有の井戸を近所の方に開放した事例が新聞等で報道されましたが、自助・共助の重要性を再認識するとともに、他の自治体においては、行政が個人所有の井戸などを災害時に有効活用している事例等ございますので、今後、住民参加の手法や町として取り組み可能な対応を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんの水道断水事故を踏まえて緊急時の情報伝達——防災行政無線でございますが、のあり方について、検証と対策が必要と考えるが、今後の対応策についての御質問にお答えいたします。

今回の水道断水事故における防災行政無線による情報伝達につきましては、事故発生後より、すぐに放送の対応にあたるるとともに、事故発生後の2日間においては、迅速な放送が行われるよう、24時間体制で給水場所や復旧状況などの放送と情報の把握に努めたところでございます。

先般の水道断水事故におきましては、断水の予測や給水の復旧についての状況と見通しなどにつきまして、随時、防災行政無線により町民の皆様にお知らせをしてまいりました。

緊急時の情報伝達のあり方として、本町の防災行政無線個別受信機は、緊急時の情報提供手段として重要なライフラインとなっているところであります。しかし、情報発信にあたっては、情報を必要とする方への対応や発災直後の情報空白などの課題も散見されたことから、きめ細かに、受信する側の立場に立った情報提供が必要であるという点が挙げられております。

その一方で、災害時や緊急時に情報の伝達に関する緊急性、迅速性をいかに担保するのかといった課題と、復旧の段階に応じて必要とされる情報ニーズは、それぞれの時期に応じて、放送する内容も変動することになります。

災害情報の伝達に備えて、平素からの防災無線の呼びかけにより、災害発生時には必ず利用してもらえる手段として、念頭に入れてもらえるよう工夫も必要で、緊急放送のあり方としては、平易な表現で、正確な情報を迅速に伝えることが重要であり、緊急時には必ず聞いてもらえるための工夫も必要と考えております。

防災行政無線放送による重要な情報であるにもかかわらず、放送を聞いてもらえなければ、必要な情報を提供することができませんので、今回の水道断水事故のような場合には、無線局名「ぼうさいすおうおうしま」をコールした後に、通常時の放送とは違うことに気づいていただけるよう、放送内容の工夫をしてまいりたいと考えております。

なお、地震や津波などの非常事態が発生した場合は、無線局名を付すことなく放送をすることが可能なことは言うまでもありません。

今後とも、より適切な対策がとれるよう、防災行政無線の運用につきましては、住民の皆様迅速かつきめ細かい情報提供に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、町が事務局を担う団体への補助金についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の町が事務局を担う団体について、100万円以上の補助金を支出している該当団体の数と補助金の額、団体で雇用している職員の数と給与額についての御質問でございますが、平成28年度の決算により申し上げますと、団体の数は9団体、補助金の額は5,432万8,248円、団体で雇用している職員の数は7名、給与額につきましては997万9,560円でございます。

次に、2点目の総務部所管の団体について、補助金額を決定する方法と監査の実態についての御質問にお答えいたします。

総務部では、総務課に周防大島高校を支援する会、政策企画課に周防大島町定住促進協議会の事務局を置くことにしております。

補助金額を決定する方法につきましては、周防大島町補助金等交付規則による補助金の交付の

申請について、その内容の審査を行いまして、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付額を決定いたしております。

次に、監査の実態についてでございますが、それぞれの協議会において選任された監事により、会計の監査が実施されているところでございます。

監査の内容につきましては、出納簿と通帳の照合、伝票・領収関係の確認、支出内容の確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 田中議員さんの病院横領事件に関しての御質問にお答えします。

最初に、周防大島町立東和病院における職員の不正経理及び横領着服事件を招きましたことを、改めて、東和病院を御利用いただいている患者さん及び家族の皆様をはじめ、町民の皆様及び関係者の皆様に多大な御不安と御迷惑をおかけしたことを心からおわび申し上げます。

皆様の信頼を著しく失墜させたということを重ね受けとめ、今後、二度とこのようなことを起こさないように粛清に努め、管理体制を強化し、再発防止に努めなければならないと思っております。

御質問にありました、12月1日に開催された全員協議会後の経緯、これまで取り組んだ対応、今後、対応予定している対策及び第三者機関の設置等についてお答えいたしますが、先日20日に簡単に申したことで、田中議員さんからきょうの質問で少しその辺は省略ということでしたが、これからの対応ということもありますので、また町民に知らせたいということもありますので、少し重なるかもわかりませんが、答弁させていただきます。

告訴に関しましては、告訴状の写しを平成29年12月6日に柳井警察署に提出し、平成30年1月24日に告訴状を受理されました。

今後は、捜査機関から資料提出等捜査協力の求めがあれば、それに応じながら、捜査の動向を見守っていきたいと思っております。

本日現在で、既に数回、警察が調査に入っています。元職員から、横領された損害の弁済につきましては、まだ正式に請求していないことから、現在ありません。

現在、損害額確定のため努力しているところで、今月中には損害額確定ができるものと思っております。その後には請求をするようになると思っております。ですが、地方公務員法第34条の規定により、準用する地方自治法第243条の2の規定により、監査委員に対し、元職員による横領の事実及び賠償責任の有無並びに賠償額を決定することを求め、監査をお願いしているところです。これが非常に難しく、確定金額が少しでも異なると大変ということがあって、現在、弁護士さんと

もかなり内容を吟味しているところであります。

その決定に基づき、元職員に対し期限を定めて損害賠償を求めていくことにしております。

一番重要なことは、再発防止についてでございますが、今回の事件につきましては、日々の担当業務における、患者さんからお支払いいただいた現金を収納した者と関係書類の作成及び照合を担当者一人で行っていたことが大きな要因であったことから、レジから現金を取り分ける業務と関係書類を作成する業務とを別々の職員が担当することにし、これは現在行っています。

また、病院から病院事業局総務部へ報告する未収金に関する明細書作成や未収金の督促業務について、やはり会計業務担当者一人で行っており、他の職員が関与していなかったことにより事件の発覚が遅くなった大きな要因であったため、これは毎月、月末ごとに複数の職員で未収金の管理を行うことにしております。

今後の取り組みとしましては、医事会計用のコンピューターシステムについて、適切に運用できるように改修を検討しています。

具体的に言いますと、出力された明細書の金額を修正操作できる仕組みを悪用されていることから、医事会計システムを改修し、必要な書類を修正できないようにすることを検討しております。

また、過去の日付で入力したものが、必要な帳票類に反映されない仕組みを悪用されたことから、医事会計システムにおいて操作した日に処理したデータが全て反映されるように改修を検討しています。

利用者からお支払いいただいた現金の管理について、医事会計システムと連動したレジシステムの導入を検討しています。患者さんから入金があった場合には、全て自動つり銭機能付きのレジに現金を収納することにより、医事会計システムに入金処理される仕組みを検討しております。

未収金の状況が病院事業局に確認できるように、医事会計システムを病院事業局の総務部にも設置し、管理できる仕組みを検討しています。

監督責任につきましては、周防大島町職員分限懲戒審査委員会に諮り、その結果を踏まえて監督責任をとることにしております。その時期につきましては、告訴による捜査機関の状況によることとするか、現在、監査委員にお願いしている監査の結果によって責任を問うか、検討しているところであります。監督責任は必ず行います。

以上の事柄について再発防止対策として対応し、一部については今後も対応を検討していきたいと考えていますが、第三者からの業務体制の有効性を確認していただくために、会計関係では公認会計士、及び司法の関係では司法書士または弁護士の方をお願いしているところです。

いずれにしましても、地域医療の運営が一段と厳しくなる中、今後このような事件を起こすことがないように、町長が言われていますように真面目に、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実に、

地域住民の皆様に安全安心な医療、介護、福祉を提供するために、親しまれ、愛され、信頼される組織になれるよう、健全運営に向けて職員一丸となって取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあ最初に、艦載機のほうなんですけど、きょうの、さっき言いましたけど、新聞で報道されていた移駐時期が今月にもという、前倒しされるという、この情報は町としてはつかんでおられましたか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） つかんではおりません。きょうの新聞にも載っておりますように、きょう、そのことについて中四国防衛局のほうから説明があるんであろうというふうに思っています。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） そういうのが、だから、もっと町として主体的に情報収集をしていく努力っていうんですかね、それが必要なんじゃないのかなといつも思っているんですが、防衛省のほうから説明があるっていうのは、きょう町のほうにあるということだと思いますんで、その辺の情報は速やかに議会なり町民に伝達していただくよう、お伝えいただくようお願いしておきますが、情報収集のほうで、窓口を総務に置いて情報収集をしているという御説明がありましたけど、窓口を置いているっていうのは周知しても、なかなか総務課へ御連絡をと言っても、じゃあ飛行機が今、騒音がひどいから電話しようかとかいうのも、なかなかそれじゃあデータが集まらないと思うんですが、やっぱり町として窓口を置いて情報収集をするという、主体的に行うためには、フォーマットなりを設けるとかつかるとか、どういったことを報告してくれというのを、柳井市のホームページなんかを見ていただいたらわかると思いますけど、きちっとフォーマットがあつて、ホームページでも、インターネット上からも情報が伝えられるようになっていまして、また、ファクスでその情報を伝えるという方法もあると思いますんで、その辺の工夫というか、取り組みが必要じゃないかということをおし上げしているわけなんですけど、窓口を置いているからいいということじゃなくて、その辺の対策をやっていただけるかどうかお聞きします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 情報を収集するということは大変大切なことであらうと思っておりますので、今、御提言があつたように、何らかの形で、総務課が電話で受けたことをただ報告するというだけではなくて、違つた形でそういう情報が収集できるようなことは考えていきたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それと、私は小さい、安い騒音測定器を持っているんですが、そういったものでもいいんですけど、きちんとデータの記録ができるような騒音計を、岩国市なんかは民間へ一定期間貸し出しをするという制度もつくっているようで、実際に貸し出されているようなので、ぜひ、ここの町でも、データ収集の一環として、騒音計の貸し出し制度っていうんですか、そういうのも設けて、実際に耳で聞く体で感じる、そういった体感のデータ、アナログなデータに加えて、今、騒音計は設置してありますけど、それも数は限られていますんで、地域の中で地域の方に御協力いただいて、貸し出しをして、一定期間、データを集めると、いろんなところでやってみるということも必要なんじゃないのかなと思いますけど、その辺について御検討はいただけるでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 民間でも騒音の測定器等を貸し出したりして、騒音の状況を把握してはどうかという御提案でございますが、今現在、防衛省のほうが、国のほうが設置しております騒音測定器、これは大変精緻なものでございまして、当然ながら自動で騒音を測定し、そして、それを集計をするということでございまして、町のほうで定点的ではなくて、そこそこであちこちに持って行って騒音を測定して、それを情報として収集するということになりますと、極端に言えば、四六時中やっているわけではないし、さらにまた、どの地点でやっているということも、全部ばらばらになるわけでございますので、特にそのような情報収集については、今ある防衛省の設置している騒音測定器で測定をし、そしてまた、それを常時公表できる体制にありますので、それを見ていただくということが情報とすれば正確な情報になるんじゃないかというふうに思っておりますので、特にそのような移動用のとか、または騒音だけを単体でその時々にするということについては考えておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 済みません、ちょっと私の言い方が悪かったのかもしれませんが、岩国市がやっている貸し出し制度っていうのは、きちっと防衛省がつけているような自動で記録できる器械を一定期間、例えば、1日、2日じゃなくって、1月とか半年とか、そういう期間貸し出して、例えば、今、騒音測定器が国が設置してある場所以外でも騒音がひどいところというのはたくさんあると思いますので、そういうところで実態はどうかということ把握する必要もあるんじゃないかということで申し上げたんですが。

だから、私の質問の受け取り方が違うのであれば、もう一回御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 周防大島町の町域、面積というのは大変広うございますんで、あちこちに騒音測定器があることが重要だと、それによっていろいろな地域で騒音測定をし、そのデータ

を収集するというのは大変重要なことだと思っております。

国のほうに対して、騒音測定器の増設ということについては、従来からも増設を要望しておりますし、そのことによって今年度、2カ所追加になりました。

今後とも、この国による測定器の増設については要望してまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それでは、水道断水事故のほうなんですけど、非常時の水源の有効活用は御検討いただけるということで御答弁がありましたけど、原因もまだ調査中ということで、わかっていないということなんですけど、これはえらい時間がかかるなと思いますけど、わかり次第、何らかの方法で町民の方にお知らせするという事は考えておられますか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） お答えいたします。

町民の方に対しましては、こういった形でお知らせするかわかりませんが、これはお知らせしなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それと、防災無線のほうなんですけど、聞いてもらえる工夫を必要という認識は、よく認識されているようにいいんですが、当時の放送で、途中で多分、どなたかベテランの方が放送されたんだろうと思うんですが、同じことを言っても、放送の仕方だけで随分受け取るほうの安心感は違うんだなというのがわかりましたので、その辺も含めて、防災無線のあり方自体をしっかりと見直してっていうんですか、検討していただきたいと思います。

情報提供という質問なんで、それに関連して、先日の本会議の新年度予算の質疑で、私、地域おこし協力隊の活動についてお尋ねをしたと思うんですが、そのときに、活動の内容は広報を見てくださいという御答弁もあったと思いましたので、広報のほうを見させていただきました。確かに毎月、地域おこし協力隊の方が書かれたコラムが載っております、じっくり見させていただきましたが、これは地域おこし協力隊の活動そのものというよりは、地域のいろんな活動を紹介するという、コラムというふうな受けとめ方、書き方になっていきますんで、私が言ったのは、地域おこし協力隊がこの設置要領にありますように、活動状況をしっかりと町民の方には知らせる、そういう情報提供が必要ではないかということをお願いしたわけなんですけど、この広報の中で一つ、この中に海そうじというのが毎回書かれております。私も地域おこし協力隊の方がこの海そうじというのをやっておられるんだろうなと思ったんですが、先日、町の担当課のほうにお聞

きしましたら、海そうじは地域おこし協力隊の仕事ではありませんと、担当業務でありませんというふうに言われたんですが、その辺、どちらが本当なのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員、通告の内容とずれがあるね、少しね。それを踏まえて答弁させますんで、あと気をつけてください。山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） 田中議員さんの御質問で、海そうじは地域おこし協力隊の業務ではないという話を担当課がしたということでございますが、確かに地域おこし協力隊の募集のときに、こういうことをしてくださいという業務には入っておりません。

しかしながら、地域おこし協力隊っていうのは、自分の考えに基づいて地域おこしをやっていくという側面もございまして、これは一番最初に入られた協力隊員が、地域の方と一緒に周防大島町を美しくしたいという思いがありまして、地域の方や、あるいは移住者に声かけをして海そうじをやっていこうということが、代々今のところ引き継がれておるということでございます。

ですから、当初の募集のときの業務ではございませんけれども、地域おこし協力隊員が自分で考えて始めた業務というふうに御理解をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） よくわかりました。地域づくりというのは、やっぱりここからここまでという話じゃないんで、地域の中でその名のとおり、いろんなことをやらなきゃいけないと。実際に、地域おこし協力隊の方も昼夜を問わず一生懸命頑張っておられるというふうに思いますので。

私が言いたいのは、せっかく頑張って活動しているのに、昼夜問わず、平日も土日もなく頑張っておられるのに、そういう情報伝達がうまくいかない。町がしっかりその活動状況を情報提供しないということで、その活動が町民の、地域の方に伝わらなければ、地域の中で地域おこし協力隊の活動もなかなか広がらないというんですかね、効果を出しにくいということになってはいけませんので、しっかり町として情報提供の努力をしてほしいということを申し上げておまして、それとともに、広報を見てくださいという、その答弁がこういう誤解を招くんでちょっと注意をしていただきたいと思います。

じゃあ次は、病院の件なんですけど、最初の質問でお聞きした点でちょっと答弁で漏れがありますので、もう一回お聞きしますが、今後の議会とか、町民の方への情報提供っていうんですかね、どういった状況かというのを逐次報告する必要があると思いますが、その辺をどういう方法で、どういう段階でやっていくのか、やっていくつもりなのか、その辺の基本認識を御答弁いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 御質問の今後の対応ということになりますが、現在、警

察のほうでの捜査も進行中ということもございます。また、金額の確定というのも完全に確定しているわけではございません。確定しました後に弁済の期日を定めて相手側に請求を起こすということは決まっておりますが、そのことも踏まえて、今後も議会を通じてになるかとは思いますが、皆様のほうには逐次御報告させていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、逐次というのが、結局、何が言いたいかと言うたら、12月1日に全協で報告があつて、それ以降は、最初に申し上げましたが、これまで全然、刑事告訴が起こされても、その後、第三者機関も設置されたような御説明でしたが、その辺の話も、途中段階の報告が全然なかったからどうなっているんか。

町民の方から、ああいう横領事件があつたが、結局、その後どうなったんかというのを聞かれても、何も答えようがないと。体制を立て直すというか、信頼を回復するためには、やっぱりその辺から、基本的なところからしっかり取り組み直していかないと、なかなか失われた信用というのは取り戻せないんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺でなかなか、確定しないと言えないというところもあるかもしれませんが、それはそれでまだこういう状況ですよということを定期的にというか、途中段階で報告する必要、報告というんですかね、皆さんにお知らせする必要があるんじゃないかという質問だったんですが、その辺の認識をもう一回御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 確かに12月1日の全員協議会でお話をしたあと、その後、先日の20日まで何もなかったと、議会のほうにも報告がなかったということで、大変それは申しわけなく思っておりますが、実際、12月1日以降で動きがほぼ、御報告できる内容がなかったということでございますので、今後は御報告できる内容がありました段階で報告させていただけたらと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、だからね、その刑事告訴もされたわけですよ。だから、それは直接議会に対しても何の御報告もなかったから、そういうことじゃ困りますよということをお願いしているわけで、第三者機関を設置されたら、公認会計士と司法書士、また弁護士でということですが、これ実際何人で構成されているのかということも御説明ください。

だから、第三者機関を置くとか、損害賠償請求を今、検討中なんですよというようなことも、そういう検討するということはもう確定しているんですから、その辺の情報を細かく出してくれないと、信頼は回復できませんよということをお願いしているんですが、もう一回答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時23分休憩

.....
午前10時24分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 現在、告訴をしたこと自体は、告訴状を受理していただいたことだけでございまして、その後、何ら警察からも捜査の依頼等は、訪問はありましたが、進展はあっておりません。

また、第三者機関につきましては2名、今のところお願いをしているところではございますが、また現在、今後の業務の有用性とか、遂行上の問題、これでよろしいのかとかいうことを細かく話しているわけでございませぬので、正式に依頼は、口頭でお願いはしておりますが、これが2名になるのか、弁護士も含めて3名になるのかというところは、現在のところ決まっております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） いや、だから、刑事告訴をしたということは報告せにゃいけないじゃないんですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ですから、12月の定例会で報告し、そしてまた、今回の3月の定例会で報告したという経緯でございます。

その間にはどういうことがあったのかということでございますから、逐一報告したらどうかという御提案でございますが、刑事告訴するというのは、もう12月に言っております。

それで、刑事告訴したというだけで何も報告するものがない、ネタがないということでございまして、3月の定例会でその間の経緯を報告したということでございます。

ですから、これから動きがあれば、それはまたその動きの都度に御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私が言っているのは議会へということじゃなくて、定例会で報告することだけじゃなくて、今回、この質問のテーマは情報提供についてですから、町民の方へお知らせする方法はいろいろあるでしょうと、刑事告訴されたのは12月で受理されたのが1月、その辺の経緯も、別にここで、本会議場で議会を開いて報告せえということだけを言いよるわけじゃなくて、何らかの方法で議員に対してももちろん、町民に対しても知らせる方法はあるでし

ようと、その辺の取り組みを、努力を見せないと、失われた信頼は回復できませんよということ
を申し上げているんです。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 情報提供にはいろいろあると思いますが、当然のことながら、第一義的
には議会に報告をするということがまず大事だと思っております。そしてまた、不特定多数の町
民に向けてのことになりますと、例えば、防災無線でこれを報告するちゅうわけにいきませんの
で、当然のことながら、記者会見等で報道発表させていただくということになると思ってお
ります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） その辺の努力を今までどおり、通常はそうかもしれませんけど、
こういう不祥事があったんですから、その辺の取り組みを今まで以上にやるのかどうか、そのお
つもりがあるのかどうかということを御答弁いただければいいんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 可能な限り丁寧に説明をさせていただきたいと思
います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） よろしくお願ひします。

ちょっと時間がもうあと3分なんで、最後に、町が事務局になる団体への補助金について、も
うちょっとお聞きしますが、要するに、私が言いたいのは、町の内部にある団体に補助金を出す
ということは、補助金を出す者と受ける者がいわゆる同じなんです、おわかりとは思いますが。
それが結局、補助金を出す者と受ける者が同じになると、どうしても、結局、金額も自分が決め
て、自分が受け取るということになりますので、その辺で、お金の額の決定ももちろん、その使
い方もどうしても甘くなるんじゃないかということが、そういう懸念がありますから、もちろん、
本当に町の公共の仕事としてやるべきことは、別に団体にやらせなくても町が直営でやればい
い話です、本当に外部に委託するという方法もあると思いますので、やっぱり町の内部にある団
体に町が補助金を出すっていうやり方はちょっと、もしそれをやるのであれば、第三者の目が入
るプロセスが必要だということを申し上げたいんですが、その辺の切り分けというんですかね、
精査っていうんですか、その辺はどういうふうにお考えなのか御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今おっしゃられるとおりである部分もあると思います。

というのは、町の中に外部団体をつくる必要があるのかどうか。要するに、それであれば町が
直にやればいいことではないかということだろうと思います。

例えば、これは大きな団体ですが、周防大島町の体育協会というような団体がございます。私

が会長になっておりますが、町長が会長になっておりますが、そのような団体が町に直にやるという方法も当然あると思います。

しかしながら、外に委託することではなくて、この体育協会という団体をつかって、そして、そこに体育関係の関係者をたくさん入れて、そして役員としていろいろな議論をしていただき、そして、そこで体育行事を中心にやっていただくというほうが、直にやるよりは効率的だということで、このようになっておるんだらうというふうに思います。

また、町が直接予算を組んで執行するよりも利があるということがこの団体だというふうに思っております。どういうことかと言いますと、例えば、定住促進協議会というようなものも、実は町と商工会と農協と漁協に参加していただいて、周防大島町の定住促進を進めていこうということでやっておりまして、これも町長が会長になっておるわけでございますが、なぜ100%町の補助金で運営しとるのに、町が直接やったらいいではないかという議論も当然あると思います。

しかしながら、その団体でやるほうがより効率的な運営ができて、効果がある、定住促進ができるということで、わざわざこの組織を立ち上げて、そしてそこに雇用をして、そしてそこで定住促進を進めておるということでございます。

個別にはたくさん利があります。そしてまた、御心配な面も当然あるのではないかとこのふうに思っておりますが、これらの町の中につくった別の団体というのは、この団体で執行し、そしてまた、事業を推進するほうがより効率的だということでつくっておるわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

そういうふうになると規制がきかないではないか、または自制ができないのではないかとこのことがございます。当然のことながら、その中にその団体の中の監事を置き、監査を受けておりますが、当然、町の監査委員さんからも、その補助団体の監査を受けているということでございます。

いずれにいたしましても、内部に外部団体があるほうが、より行政執行、また政策を遂行するのに、より効率的な効果的などということも団体をつくっておるということを御理解をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） この件は、ことしの私のテーマでありますので、これからしっかりと、毎回、議会で議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時33分休憩

.....
午前10時41分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、平野和生議員。

○議員（7番 平野 和生君） 7番、平野です。僕、昼から公務がありますんで、聞かれたこと以外は答えないようにしてくださいね。（笑声）

本年3月11日、東日本大震災から丸々7年が経過いたしました。改めてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々、いまだ仮設住宅に入っておられる方々にお見舞い申し上げるものであります。

東日本大震災が発生して7年経過しても、いまだに行方不明者が2,500人余り、震災関連死3,600余名を含め、犠牲者は2万2,000人に上っております。駿河湾から四国沖につながる南海トラフでマグニチュード8から9クラスの地震が発生する確率は、10年以内に20から30%、50年以内では90%程度か、それ以上に引き上げられたとされています。実際、それが起きた場合、多くの家屋が倒壊し、多くの死傷者が出るのが予想され、国道、県道、町道、農道、あらゆる道も寸断され、大島大橋も無事では済まされないでしょう。

万が一、長期間にわたり大島大橋が通行不能となった場合、本土との交通手段は唯一船ということになります。当然、送水管も折れて、水も送られてこないでしょう。そのためには大型フェリーが発着できる港が、より本土に近い小松か久賀あたりに必要ではないでしょうか。また、大きなフェリー会社と提携して、速やかに物資の搬入ができるようすべきと考えます。町長のお考えを伺います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平野議員さんの、東南海・南海地震に備えてという質問でございました。

災害の中でも、東南海・南海地震は東海地震を含む南海トラフ巨大地震について、その発生ということについて切迫性が指摘されている、今、議員さんがおっしゃったとおりだと思います。

政府の地震調査委員会は、南海トラフで10年以内にマグニチュード8以上の巨大地震が発生する確率を、これまでの20%程度から20から30%に引き上げることということを昨年発表されたところでございます。

最新の予測によりますと、静岡県の駿河湾から四国沖に連なる南海トラフでマグニチュード8から9クラスの地震が発生する確率は、10年以内に20から30%で、50年以内になりますと90%程度か、またはそれ以上ということに引き上げられたと聞いております。

そして、この地震に伴って引き起こされる津波も含め、被害は大規模かつ広範囲に及ぶ可能性がある指摘されております。一度大きな地震が起きれば、陸路を含め、インフラに大きな被害

をもたらすことは想像に難くないことではありますが、本町の地域防災計画において、大規模災害時の物資の受け入れ、負傷者の輸送など、海路による町の輸送拠点として、久賀港及び小松港を指定しておりますので、大型フェリーの発着港の整備やフェリー会社との提携につきましては、関係部局と調整を図り、検討してまいりたいと考えております。

また、瀬戸内海沿岸に位置する各自治体が高速海上交通時代に対応した海の路の構築と、地震・津波に対応した防災ネットワークの整備を目的に、災害時には平時に構築された有機的な海の路のネットワークを活かして相互に応援を行うため、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定を、本町を含め74の市町村が締結をいたしておるところでございます。

この海ネット協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会を構成する会員のうち、海ネット共助会員の地域において、地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するというものでございます。

海ネット共助会員は、協定の実効性の確保に努めるため、会員間における防災ネットワーク機能の強化のための情報共有や、具体的な行動として、会員参加による情報伝達訓練及び基礎的防災訓練、机上の訓練等も含めてですが、これを行い、本町も参加しているところでございます。

いずれにいたしましても、東南海・南海地震に対して、しっかりと防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。議会のほうにも特別委員会もできておりますので、連携しながら、この取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 神戸淡路大震災ですよね、あのときに僕も通ったことあるんですけど、大動脈の、たしか国道43号線ですか、その上にある阪神高速の阪神神戸線、それがもう通行不能になって、当然、上にある中国道からも全然、西宮で終わっておるから西宮から市内に入れなわけですよ。

それで、インフラの整備が第一じゃないですか。そのときに、知り合いのガス会社の人がおって、ポートアイランドに大型客船をチャーターして、そこで寝泊まりして1カ月災害復旧にあたったと聞いております。これほんま、この大島大橋はどうなるかわからんので、ぜひとも、もう早いうちに検討をお願いしたいと思います。

町長、僕時間がないので早目にどうぞ。（笑声）

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 平野さんの言われてのとおり、実際に大きな震災、神戸の震災のことを例に挙げられましたが、旧町の話でも申し上げますと、旧大島町も、たしか大島商船の船を利用して、海から応援物資、支援物資を送り届けたということもありました。ですから、平野さ

んの言われてのように、海からのというのは非常に大事なことだろうというふうに思っております。

ただ、インフラの話を上申しますと、港湾ですと、やはり県の所管ということもございまして、直ちに周防大島町がというわけにはいかんでしょうけども、平野さんの言われての重要なところというのは、私どもも認識しているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） まあ南海トラフの、ほんまに起きたら、瀬戸内海に離島いっぱいありますよね。フェリーなんか、おそらく取り合いになると思うんですよ。早急に対処していただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、平野議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、砂田雅一議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、原子力発電所を巡る問題について、町民の安全安心を守る観点から2つの問題を伺います。

その一つが、上関原発建設計画について、もう一つは、愛媛県の伊方原発の再稼働について、それぞれ町長のお考えを求めるものですが、町民の安全を守るという責任がある町長として、その建設計画と再稼働に反対を表明することを求めるものです。

上関原発建設計画については、東日本大震災後、建設予定地周辺の埋立工事が中断されてきました。中国電力の埋立免許の期限が切れる直前の2012年10月に免許の延長を県に申請し、県は、国のエネルギー政策の確認をすることで結論を先送りしてきました。しかし、2016年8月3日、山口県は中電に対して、埋立免許を2019年の7月まで延長することを許可しました。これは上関原発の建設計画を前に推し進める姿勢であり、市民団体、原発いらん！山口ネットワーク、あるいは2市4町でつくる議会議員連盟などが抗議声明を発表し、また多くの批判があります。

さらに、2014年には、県道光上関線を町道に格下げし、中電の寄附で拡張工事が始められています。また、毎年、年頭には、中電の幹部の記者会見で、上関原発の建設を進めていくことを表明しています。

町民の方の中には、あの福島第一原発が未曾有の事故であったことから、もう上関原発は、まさかつくらんのではないかと、そういう期待を込めた意見も時々聞かれますが、残念ながら上関原発計画は、日本ではただ一つの新規の原発建設計画として進められていると言わなければなりません。

しかし、国民の世論としては、福島原発の事故を経験したこともあって、いまやどんな世論調査でも原発の再稼働には反対をする声が多数です。ということは、原発の建設についても多くの反対意見があることは明らかです。

北海道の函館市では、大間原発の建設計画の無期限凍結を要請して、訴訟も起こしています。函館市長さんは次のように表明しておられます。福島県の南相馬市と浪江町を訪問し、原発事故が起きれば周辺自治体も壊滅的な状況になるということを確認した。そして、住民の生命、安全を守らなければならないというのは、最終的に基礎自治体である市町村であることを改めて強く感じたと表明しておられます。周防大島町の皆さんの生命や安全を守る責任がある椎木町長としても、上関原発の建設計画や伊方原発の再稼働に反対していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

伊方原発については、昨年12月に広島高等裁判所の決定において、ことし9月30日まで、伊方原発3号機を運転してはならないという仮処分決定が出されました。広島地裁での却下理由を否定した上での高裁のこの決定は、注目すべき内容が書かれています。

伊方原発は、周防大島町からおおよそ40キロメートルから50キロメートルの位置になります。福島原発事故のときに、これを、この距離を当てはめると、飯館村や川俣町と同じ距離ぐらいになりますが、これらの町は事故後は計画的避難区域として1カ月以内に避難することが義務づけられたところでもあります。

放射能汚染は風の強さや向きなどに左右されるため、全く同じとはいきませんが、逆に言えば、伊方原発が事故を起こしたときは、十分、放射能汚染の危険性があることを考えるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

大島の南側から伊方原発までは何も遮るものはなく、既に建設されている原発としては上関原発計画に匹敵、あるいはそれ以上に注意を払い、町民の生命、安全を守るための対策が必要だと思います。

原子力災害対策特別措置法の第5条では、原子力予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害後対策の実施のために必要な措置を講じることを地方公共団体、つまり町にも求めています。

本町では、平成28年3月に周防大島町地域防災計画が作成されていますが、この中に放射能物質という項があります。ここには、地震による放射性物質の漏洩等が生じた場合、関係法律に基づいて必要な措置を講じるとしていますが、ここには予防対策はありません。こうした予防対策のない状態では、そういう災害対策がないのであれば、なおさら伊方原発の再稼働には反対を表明し、函館市長のように、電力事業者や関係機関にもその旨を伝えていくべきではないでしょうか、町長の前向きな答弁を求めます。

2番目に、1月11日に起きた広域水道の送水管の破断事故に関連して、地震などの災害で今

回のような送水管が破断したときの対策を求めます。できるだけ田中議員と重ならないように質問を行いたいとは思いますが、重なる部分もあると思います。

20日の全員協議会での説明を踏まえた上で伺いますが、まず破断の原因について、20日の時点では、まだ調査中とのことでしたが、その後3日しかたっていないが、この3日間で原因について何らかの判明したことがあれば教えていただきたいと思ひます。

また、この原因については、企業団が主に発表をするということになるかと思ひのですが、いつまでにこの原因についての発表を行うなどという日程が決まっているかどうかもお伺ひいたします。

この全員協議会の際に、送水管が1つだけでは不安だということで、災害時の飲料水の確保の方法として、今考えられることが3つあることが表明されました。1つは、大島大橋の下にもう一つの送水管を設置する方法、2つ目は、別のルートの送水管を海底に設置する方法、3つ目には、町独自の水源を確保し飲み水として維持管理していく方法、この3つの方法で今のところ検討していくとのことだったと思ひます。

例えば、大きな地震災害のときには、当然ながら近隣のほかの町村からの応援は望めない可能性がありますし、先ほどからも議論されているように、大島大橋も地震の被害を受けて通行できない可能性もあります。今回の事故の大きな教訓の一つは、こうした災害時の飲み水を確保するためには、何らかの対策が必要であるということだったと思ひます。そのことは多くの町民からも伺ひました。

まず確認しますが、災害時の緊急時の飲み水の確保のために何らかの対策を行っていくということを、もう一度確認していただきたいと思ひのですが、お願いいたします。

さらに、その上で、この3つの方法は、それぞれのメリットとデメリットもあるかと思ひます。どの方法で行うにしろ、設置費用が町民の水道料としてはね返り、今でさえ高い水道料がさらに高くなるということがないように求めたいと思ひますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員さんの、原子力発電所の建設及び再稼働についての御質問でございました。お答えしたいと思います。

東日本大震災による東京電力福島第一原発の事故から3月11日で7年の歳月がたちましたが、事故の影響で、福島県では今もなお約4万9,000人の方々が県内外で避難生活を送っております。全国では約7万3,000人ですか、避難生活を送っているということが報道されております。

被災地におきましては、住宅の再建も徐々に進んでいるというふうには報道されておりますし、

そういうことではありますが、復興はまだまだ大変大きな問題を抱えておりまして、復興の途上であるというふうに思っておりますし、ふるさとへ帰りたいが、しかしながら戻ることができないという方がたくさんいらっしゃいます。原発反対への声は根強いものがあるというふうに私も思っております。被災地の皆さんが、笑顔を取り戻せる日が早く訪れますことを心からお祈りを申し上げたいと思います。

こうした中、政府はエネルギー基本計画の見直しに向けて、経済産業省の有識者会議であるエネルギー情勢懇談会が今月月末にもエネルギー政策への提言を取りまとめ、4月ごろ、審議会の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会がエネルギー情勢懇談会の提言を受けて、エネルギー基本計画の見直しを議論し、4月から6月ごろにかけて、与党がエネルギー基本計画の見直しを議論し、経済産業省は一般市民の意見を募集し、6月ごろ、政府が新たなエネルギー基本計画の閣議決定を目指すこととされておるといふふうに聞いております。原発に根強い反対がある世論を踏まえながら、そういう反対の大変大きな世論があることを踏まえまして、新增設の必要性には踏み込まないのではないかというふうに、そういう見方が強まっているというふうな報道もなされているところでございます。

さて、上関原発におきましては、福島原発の事故を受けまして、現在、工事が中断したままとなっております。政府のエネルギー基本計画の見直しは、上関原発の今後を大きく左右するものと思われまます。

県におきましても、発電所本体の着工時期の見通しがつくまでは埋立工事に着工しないよう中国電力に要請したというふうな報道もなされております。政府のエネルギー基本計画は、3年に1度見直しが検討されるもので、政府が今回新增設を容認しないということになりましたら、次の機会は3年後になるということではないかというふうに感じております。

また、伊方原発につきましては、福島第一原発の事故後に停止し、1号機は廃炉に向けての作業中であり、2号機は再稼働に向けての審査申請がなされておられません。3号機は、昨年10月から定期検査のため停止中ではありますが、この原発について、広島高裁は昨年12月に、今おっしゃられたとおりであります。四国電力に運転差しとめを命じる決定を出しております。高裁レベルでの差しとめ判断は初めてで、差しとめ期間は今年の9月末までとなっておりますが、今後の司法手続で決定が覆らない限り、運転はできないというふうになっていると感じております。

今後においては、政府のエネルギー基本計画が示され、エネルギー政策の説明ができるようになることが大切であります。一義的には、やはり当該町の判断が尊重されるものと思っております。

しかしながら、福島第一原発の事故を考えますと、放射性物質の拡散は広範囲にわたっておりますので、町民の安心安全が保たれるということは大変重要なことでもあります。反対の態度表明

をすることによって、町民の安心安全を守る決意を示していただきたいということでありましたが、まずは政府の判断を待ち、政府が国民に対してその責務をしっかりと果たし、安心安全をきちんと説明しなければならぬのではないかというふうに思っております。今後の政府の動向をしっかりと見守っていきたいというふうに考えております。

後の答弁につきましては、担当参与のほうから説明させます。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） まず、田中議員さんの防災対策についての御質問にお答えいたします。

事故の原因につきましては、（発言する者あり）砂田議員さん、済みません、砂田議員さんの防災対策についての御質問にお答えいたします。

事故の原因につきましては、先の全員協議会でお話ししたとおり、現在、柳井地域広域水道企業団が製造元に検査を依頼しておりまして、1月31日から3月1日までの間において、送水管の破壊、非破壊の検査を行っており、その分析結果につきましては、現在、原因推定の取りまとめを行っていると同っており、原因の発表の日程につきましては、現在未定でございます。

次に、送水管が破断した場合の飲料水の確保についての御質問でございますが、今回の町内全域の断水では、公益社団法人日本水道協会山口県支部会員のうち、県内14の事業者から、職員や給水車などの派遣の御支援をいただいております。

今回と同様に送水管が破断した場合には、飲料水の供給のために、まずは日本水道協会山口県支部、次に、同協会の中国四国地方支部、さらには日本水道協会本体へと全国的な支援をお願いすることになりますが、長期にわたる復旧が予想される場合には、県を通じて自衛隊への災害派遣要請等を行うこととなります。

町といたしましても、山口県大島防災センターに非常用飲料水を備蓄するとともに、町内各所に設置している防災倉庫に、池や河川の水をろ過・殺菌し、飲み水として使用できる緊急用浄水装置を整備しております。

また、災害時の飲み水の確保をどうしていくのかということにつきましては、全員協議会でお話ししましたとおり、大島大橋添架の送水管の複数化は、大島大橋の安全性、海底送水管の布設は概算事業費が数十億円見込まれること、また、町内の旧水源を飲料水として確保するためには、設備投資と日常の維持管理費の必要性などから、それぞれの課題があり、これらの要因は独立採算制を基本とする水道事業の経営を圧迫する可能性があります。

いずれにいたしましても、現在のところ、構成市町が本町だけではございませんので、多くの費用が必要となり、水道料金には何らかの影響を及ぼすことと思われま。

1日に大人1人が必要とする飲料水の量は、1日当たり3リットルと言われておりますが、飲

料水の備蓄量や浄水機の処理量にも限りがありますので、今後、御家庭での非常用飲料水の備蓄や非常時の個人所有の井戸の開放など、自助、共助の取り組みについて、住民の皆様への御協力をお願いしたいと思っており、あわせて、どのような方法で飲料水を確保することが最も現実的、効果的であるかを、本町のみならず、柳井地域広域水道企業団、その構成している市や町と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、水道のほうからお伺いしたいと思います。

原因についてですが、田中議員も指摘されましたが、私もその原因の判明に、かなり長い時間かかるんだなという感想を持っていますが、なぜ大島大橋の下がああいうふうに壊れてしまったのか、なぜあそこだったのかという理由もわからないということになるのでしょうか。

だとすると、何もわからないとすると、またいつあの事故と、事故といいますか、11日のあの破断と同じことが起こるかもわからないという、そういうとても不安な状況になると思うんですが、一体、その原因について、全く何もわからないのか、ここまではわかっているという、そういうものがあるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 再三お答えしておりますが、現在、原因推定の取りまとめを行っており、その結果につきまして、また御報告させていただきたいと思えます。

なお、原因につきましては、私なりに推測はしておりますけど、まだ結果が出ておりませんので、この場では発表を控えさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） その原因についての発表はいつになるかもわからない。まださっぱりわからないという、とても不安な状況であるということが、そういう答弁から推察されるわけです。これでは、大事な飲み水を安定的にきちんと供給するということは言い難いんじゃないかというふうに思うのですが、その辺は町長としてはどういうふうにお考えですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、部長が答弁したとおりでございますが、精緻な破壊検査、そしてまた非破壊検査等を行っているという情報しか私たちは持ち合わせておりません。ということは、通常の検査であれば、もう1月からですから2カ月もたっているわけで、まだその原因が究明できないのかということは、私たちも大変ジレンマを感じているところでございますが、こうこうしたらその原因が究明できるというふうなことを私たちが持ち合わせていない以上、メーカーに持ち帰って検査をしておるということでございますので、その結果を待つしかないのかな

というふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） だから、そういう状態、飲み水がそういう状態であるというのは、やはり町民にとっては大変困る状態、いつまたどこであの状態と同じ事故が起こるかもわからない、原因がわからないわけですから特定のしようがない。どこであれと同じことが起こるか、いつ起こるかわからない。そういう状態であるというのは、やはり不安な、飲み水に対して不安な状態と言えるのではないかということをお伺いしました。もう一度お願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ですから、その検査の結果を待つしかないということでございますが、その間に、また同じことが起こるのではないかというふうに御指摘をいただきましたが、それは可能性としたらゼロではないというふうに思っております。

もう一つは、大島大橋に添架されておるパイプが破断したわけでございますが、これと同じものがあちこちに全部にあるというわけじゃないんですが、御存じのように延々と弥栄ダムから、要するに大竹、和木の上流にある弥栄ダムから水は引っ張ってきて、日積の浄水場まで導水して、そこで浄水して、そしてさらにそれを今度は日積から大島に送り、そして大島大橋を渡って、大島町内を全部、配水をしているわけでございますから、言うなれば、この間をどこが、例えば破断するかということについては、それを全部、全てを完璧にということは、事故である限り、それはいろいろな不安を抱えておるといことは間違いないことだと思います。

ですから、橋の1,020メートルの間だけがすごく危険なんだというふうなことではなくて、そういう不安だということになりますと、全ての送水管、導水管、配水管等を含めて、それは可能性としたらゼロではないというふうなことでございます。

ですから、平時の点検等を広域水道企業団もそうですし、それぞれの市町の水道担当も、それぞれ日ごろからきちんと点検をするということしか、今のところは手が無いんじゃないかというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この広域水道事業を始めるにあたっては、その辺のリスクというのは十分に予測して、してというかできていたはずですが。こういう状態になって、長いんだからつかみ切れんというんでは、やっぱりそれは、町民に対しては無責任な話になるんじゃないかという感じがしないでもありません。

先ほど、根本的な解決方法としては、この3つの方法があると。今部長が答弁された緊急的な、これとは別に緊急的な措置として、先ほども浅井戸を活用するというのもありましたし、今の水を真水に変えて飲み水にするという、そういうことも考えておられるということだったと思う

んですが、この緊急的な、今おっしゃったような浅井戸、あるいは真水に変えて、それを飲料水として使うという、これでおおよそどれぐらいの、または必要量の何%でもいいと思うんですが、緊急時にどれぐらいの、あるいは何割ぐらいの家庭でそれが賄えるというふうな予測があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 先ほどの浅井戸につきましては、生活用水として使用すると予定しております。量については、まだ現在調査しておりますので未定でございます。

それと先ほどの緊急浄水装置につきましては、先ほど18カ所に配備してあると申しましたけど、1時間当たり1トンから4トンの能力を擁しているものを18台、それぞれ配備している箇所によって、1トン、2トン、4トンというのがございますけど、一応そういう能力と、それと山口県の防災センターの中には、1時間に2トンの水ができるのを2台擁して、計20台擁しております。

量につきましては、ちょっと未定でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） では今度は、根本的な解決方法としての3つの案が全協で提示されましたが、ほかのバイパス、送水管のバイパスをつくったりというのは、数十億円ですか、かなりの予算を必要とすると。また、それが水道料にはね返ることは、今部長さんも否定されなかったわけです。

3つ目の、この町独自の水源を今あるものがあるのかどうか、その辺もですが、開発したりして、それを緊急時の飲み水として使えるように維持管理していくという、これについては、ほかのバイパスの送水管をつくることと比べて、どういうふうなデメリットがあると予想されるのか。あるいはその予算的に、事業費的にはどれぐらい、相対的にですね、あと2つの方法と比べて相対的にたくさんかかるのか、あるいは安く済むのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 現在、町内には自己水源として大崎、白石、また源明の2カ所に自己水源がございます。その他につきましては、今休止状態でございますが、これを再開するとなると、先ほど申しましたように初期投資や年間の維持管理が必要となります。企業団からの水道水も受けておりますので、二重に水道水をつくるということになりますので、非常にデメリットというか、無駄が多いんじゃないかと思われまして。

ただ、初期投資といたしましては、概算でございますが、1カ所当たり1,600万円ぐらいの初期投資が必要で、年間1カ所当たり40万円前後の維持管理費が必要と思われまして。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 予想より安く済んだなという感想を持っていますが、今のその広域水道で責任水量制によって水を買っている。それとは別に町独自で水源を開発したら、こっちでも買う、こっちでも買う、それで高くなるということをおっしゃっていたと思うんですが、ここにはやっぱり責任水量制というものが非常にネックになってしまうような気がします。もし仮にこれがなければ、あるいは変われば、その辺の財源的なものとしては、かなりその方法が有利な、事業費から見てですね、有利なものとして映るわけですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） まあ、責任水量のほうに来たかというふうに思っておるんですが、要するに、責任水量の問題を崩してしまうと、柳井広域水道企業団自体は全部破綻をするということになりますので、この責任水量は周防大島町、実際の責任水量の70%ぐらいしか、実際は活用されていないということなんで、要するに実際に飲む飲料水以上のものを買っておるということになりますので、この問題は周防大島町だけではなくて、構成町、みんな大変大きな問題として抱えております。

そういうことで、責任水量をやめようじゃないかという議論もたくさんございます。議員さんも今おっしゃったとおりなんです。実はこの責任水量をやめると、柳井広域水道企業団も一部事務組合ですから、これはすぐに破綻します。破綻して水道の給水は止まるし、なおかつ、そうしたら今度は、破綻した財政の負担は、また構成町に返ってくるということでございますので、いずれにしても、この議論は、責任水量をやめるやめないということではできないということになっておるんだろうというふうに思います。

これは、昭和50年代に柳井広域水道企業団をつくって、そして先ほどの、弥栄ダムから持ってくるという、この一番はじめのその選択がずっとつながっておるわけですから、今さらこれをやめるとかということは全く考えられないというふうに思っております。

それと、町の水源自体は、旧町でそれぞれにあった浅井戸、深井戸地がたくさん残っております。ただすぐにそれが使えないということですが、今部長のほうから、1カ所千数百万円ぐらいというふうに言われましたが、例えば、特に浅井戸であれば、その中に水中ポンプをつければ、すぐくみ上げられる状態になります。当然、電気設備も要りますが、その大きな電気設備をしなくても小さな水中ポンプをつけただけでも、すぐに水は上がってくるわけです。

しかしながら、それは浄水もされておられませんし、滅菌もされておられません。ですから、雑用水としては使えます。しかしながら、飲料水としては、町から支給するわけにはいかないということになります。

ですから、水は上がるけども飲料水としては提供できないということになるわけですから、先ほど部長が答弁しましたが、防災センターの2台と町の防災備蓄倉庫にある18台の浄水器というのは、非常に有効活用できるものではないかというふうに思っております。

一般の各市町からの協力によって、給水車を派遣していただきましたが、この給水車は、大島大橋を通過して柳井で受水し、水をためて、そしてそれを町内に配っていただきました。大島大橋が通れたからということなんです、仮に大島大橋が通れなければ、それはできないということになります。

そうしますと、先ほどの浄水器は非常に有効活用できるということで、例えば、浅井戸からポンプでくみ上げて、それを浄水器にかけて、先ほど部長が答弁しましたように、それぞれの防災備蓄倉庫によって大きさが違うんですが、大きいところでは1時間に4トン、小さいところでは1時間に1トンの浄水ができます。これをずっとフルに回せば、相当な浄水、飲料水に適した浄水ができます。それが18カ所と、そして防災センターには、さらに性能の高い、海水でも浄水できるというのが2つほど設置されております。

ですから、町内20基の浄水器が設置されておるということで、これで全ての飲料水が賄えるかということになりますが、最低限の飲料水の確保はできるのではないかというふうに思っております。

特に、この浄水器は、他の自治体を見ても、ここまで整備しておるところはないというふうに自負をしております。これは、防災備蓄倉庫が18カ所整備されて、その中に設置されているわけですので、常時いつでも出せる、済みません。燃料がありますんで、燃料はかかりますが、燃料さえあれば、いつでも浄水ができるということになりますので、それはどういいますか、飲料水に限るということですが、飲料水は何とか確保できるのではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今、責任水量制で、全部は使っていない水をもお金を払い続けているにゃいけんという、大変な理屈的にも不合理な状態が続いているわけで、それは企業団と町の関係だけ見ると、今町長さんおっしゃったような財政的な破綻ということの話にもなるんかもわかりませんが、今町長さんもちよっと言いかけた国や県などの財政支援なども、働きかけていくということも検討課題として上げていくということも求めて、次の問題に移り、次のというか原発について、時間がないので、そちらに行かせていただきます。

さっき大間原発と函館市のことをちよっと言いましたが、これは函館市のホームページを見れば、ずっと市長さんが訴訟のことも書いているので、私がしゃべることも全部その中からしゃべるわけですが、市長さんが東日本大震災のときの自治体の状況を見て、大間原発が函館市あるい

は北海道の南側の自治体全部に与える影響というのを考えたときに、これは大間原発が函館市あるいは近隣の町村も同調しているところもあるって書いてあるようですが、訴訟に持ち込む、今、東京地裁に原発無期限停止を求めた訴訟を起こしていらっしやいます。

その財源は、ふるさと創生じゃなくて、そういう財源を使っているわけですが、そのホームページによりますと、そういう市の姿勢、大間原発の無期限停止を求めた市長の訴訟に対して、電子メールでのメッセージの数がずっと記録してあります。平成26年の2月12日から29年の3月31日までの電子メールでは、原発に反対する行動に出た市長に対する応援メッセージが1,099通、全体では1,148通ですから、95.7%のメッセージが応援をするメッセージになっていると。批判をする、そういうことをするべきじゃないという批判メッセージが24通で2.1%、その他が25通で2.2%、圧倒的多数がそうした函館市の生活生命を守るという市長のそういう姿勢を支持をするというメールであることも、このホームページに書いてありますが、まさにこういう姿勢が、地方自治体の首長としての本来の姿勢なんじゃないかというふうに思います。

先ほど町長は、るる国がこう言っている、ああ言っているということはおっしゃいましたが、椎木町長自身は、どういうふうにこの原発による放射能被害については、どういうふうにお考えなのか、その辺をまず伺います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 済いません、ちょっとはじめの水道の件で、今おっしゃられましたように、最後のところだけちょっとお答えしておきたいと思います。

要するに、柳井広域水道の責任水量の問題というのは、皆さん御存じのとおりなんですけど、そのことについて、責任水量をやめてしまうと一部事務組合である企業団のほうで破綻しますよということを申し上げました。それについて、国県にちゃんとその助成を求めたらどうかということで、お話がございましたので、ちょっと申し上げておきたいと思います。

当然のことながら、県に対して高料金対策ということで求めております。平成12年の給水開始から即座に国に対して、県に対して、高料金対策を求めました。そして10年間の高料金対策をやっていただきました。それが終わりました、さらに今度は5年間の暫定措置としての高料金対策をやっていただきました。それが平成29年度で終わるわけでごさいます、それで私たちはずっと、昨年、一昨年ぐらいから新しい高料金対策をぜひともお願いしたいということ、ずっと県のほうに要望し続けております。それが、平成30年度の県予算の中に組み込まれて、先日の16日に県議会で議決をいただきましたので、ぜひともまた、それを活用し、高料金対策を続けていけられるということになりました。

そのようなことも行っておりますが、当然のことながら、県のほうもこの柳井広域水道企業団

を構成しておる市町が大変高料金な水を飲んでおるということについては理解をいただいて、新しい高料金対策を設けていただいたということでございます。

もう1点の、今度は原子力のほうでございますが、町長の明確な姿勢を示せということでございますが、先ほども申し上げましたように、第一義的には、当該町の判断がまず尊重されるべきだというふうに思っております。これは要するに、上関町の判断ということでございますが。

先般も、知事のほうからも、上関町の政策選択の話であろうということでも出ております。そのことも私も、まず第一番的には、上関町の政策の選択を尊重すべきだというふうには思っております。それは1つの客観的な話でございますが、もう1点は、私が同意をしておるのは、平成23年の6月16日に、周防大島町議会が国のエネルギー政策に対する意見書というのを全会一致で採択をいたしております。

このことについて、私も、その後も議会で答弁をいたしておりますが、平成23年6月16日の議会におきまして、議員の全員賛成のもとで採択をいただきました国のエネルギー政策に対する意見書、これについて、安心安全のまちづくりを目指す私も全く同じ考えであるということは、既に何度も報道等でも申し上げたとおりでございますという答弁をいたしております。今現在も、そのつもりでおるわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 国の原子力発電に関する基本的な姿勢としては、原子力発電もベースロード電源だと、つまり基礎的な電源だということで、それを進めていくということでもあると思うんです。実際に再稼働が、あっちこっちで多くの反対を押し切りながら進められてきました。

町長の言うように、国の政策、6月にいろいろあるというふうにおっしゃいましたけれども、国は今現在でも一定の指針に基づいて、それは行われているわけですね、原子力発電に関する国の指針で、たしか数年前には原発から8キロから10キロの範囲にある自治体が、その被害を被るということで、いろんな対策をとっていくということにしておりましたが、最近、それを30キロ、この30キロというのも何の根拠なんかようわかりませんが、30キロまでそれを広げて、原発から30キロ圏内のところでは一定の対策といいますか、意見を言えるということで、それでさっきの函館の市長さんにまた戻るわけですが、函館は30キロから50キロぐらいに大間原発からなるわけで、それで近隣の町村と話し合いながら訴訟に踏み切ったということでもあるわけです。

ですから、上関原発で言えば上関町、伊方で言えば伊方町のその意思が第一に尊重されるべきだというふうにおっしゃいましたが、今国の指針では、それだけではなくて、30キロ圏のところはちゃんと意見が言えるよということも言っているわけで、やっぱり町長さんの意思という

のも関係町村と同じように大事になってくると思うんですよ。それで先ほどから伺ってきたわけですが、町長としては、国のそういうベースロード電源だということに、そういう姿勢に準ずるような考えでもあられるのか、そこはどうでしょう。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） あれですね、国のエネルギー基本計画が示されるということになりますと、それはまだ出てないわけですから、出るということが報道されておりますので、それは見たいというふうに思っておりますが、それともう一つは、当然ながら上関町の判断が尊重されるべきであろうというふうに思います。

そしてより具体的に、それじゃ周防大島町長の意見はないのかという話だと思いますが、それが先ほど申し上げましたように、議会が議員さんの、町民の代表である議員さんの総意として、総意というか、そこで議論されて意見書を採択をいただいております。

このことの中については、今おっしゃられた周防大島町は四国電力の伊方原発から40キロ余り、中国電力が建設を予定している上関町から20から30キロの地点、まさにそういう地域にあるよということで、この意見書が採択をされております。そのことについて、私もこれとは別に離れて、これとは別の議論をするということではなくて、町民の皆さんの代表である議会の皆さん方が全員賛成でもってから採択いただいたこの意見書について、私も同意するものだというふうに申し上げている。これが私の意見でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今、町長がおっしゃったように、上関原発からは20キロから30キロ、沖浦方面は20キロないですね、20キロ未満。それからずっと伊保田の端のほうまで行けば40キロぐらいの距離になりますし、伊方は先ほども言いましたように、昔、旧橋町の議会のとときに、町から望遠鏡を貸してもらって、直接、議会の控室から伊方原発が見えるということをお教えたことがあります、そういう遮蔽物が何もないような状態で伊方原発もあると、しかもこの伊方原発は、積極的に再稼働させていこうという電力会社側の姿勢もあるわけです。

特に最近、新しくわかったことで、地震の影響が、今まで電力会社が主張していたものよりも、はるかに伊方原発の地震の影響は大きいということ、広島大学の准教授の方あるいは愛媛大学の地質学者の方などが主張して、これは裁判でも証言をする予定だということも伺っています。

つまり、四国の北のほうに、東西に中央構造線というのが走っていますが、その中央構造線の延長沿いに、ずっとそれを延長すると伊方原発がある佐多岬、そして別府湾を通過して熊本のほうへ延びるというふうになってますが、今まで電力会社は、伊方原発から8キロ沖合に中央構造線の活断層帯があるから大丈夫だというふうに一定の資料を出して、それを主張してきたんですが、

実際には新たに判明したこととして、8キロどころじゃなくて、伊方原発からわずか600メートルのところに、そういう危険な活断層帯が存在をしているということを、私は学者じゃないんで具体的にはよう説明しませんが、いろんな根拠を示しながら、これインターネットで見れるので、興味ある人はぜひ見ていただきたいんですが、そういう危険性、新たな危険性というものも指摘をされています。

そういうふうに原発については、科学的に一定の根拠を示しながら、その危険性を指摘をしていくということが、この間ずっとやられました。

あの東日本大震災の前にも、原発の電源が全部切れたときに、ディーゼルの発電機が用意されていますが、その発電機が、アメリカの原子炉なんで、アメリカは竜巻、トルネードが頻繁しているということで、ずっと地下に置いていた。それが国会で問題になって、日本は波が来るんだから、地震の際に地下にあったんでは、発電機が一番先に濡れてしまって電源が全部切れるじゃないかという問題になって、そのとき国は、いや大丈夫だという答弁だったんですが、実際にそういう事件が起きてしまいました。その後、それは改善されるということになりますが、そうした具体的なものの中から上関ができればどうなるのか、伊方ができればどうなるのか、伊方が再稼働されればどうなるのか、大島がどうなるのか、そういう科学的な見地もしっかりつかみながら、町長として町民をどう守るのかという、この姿勢が、やはり大事だと思います。

反対の表明というのは、その意味で私は求めていますけれども、そうした科学的な知見というところからの町長として、さらに研究しながら、この問題についての……、ただ国の方針を待つというだけじゃなくて、町長としての主体的な姿勢というものを求めたいと思いますが、もう一度、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 国の政策の決定とか、または国の方針というのを待ちたいというのは当然のことですが、先ほどから何度も申し上げておりますように、平成23年の議会で議決した、この事項について、私は賛同しておるわけでございます。議会の意見書、その中には、今、砂田議員さんがおっしゃられたようなことは随分網羅されておるというふうに思っておるわけでございます。

このことについて、周防大島町議会としての意見書の採択が行われたわけですから、当然のことながら町長としても、それについて賛同するという意味でございますので、ちょっとその内容を御紹介いたしますと、いろいろ経緯がずっと書いてございますが、福島原発事故は、国の言う原発は安全という神話を事実をもって否定しました。私たちの住む周防大島町は四国電力の伊方原発から40キロ、中国電力が建設を予定している上関原発からは20キロから30キロの地点、まさに緊急避難、自主避難の地域に位置しております。一旦、福島原発並みの事故が起きれば

ば、まさに観光の町どころか死の町になる状況であります。よって、政府国会、山口県に対して、次のことを強く求めますと。安全性の確立されていない上関原発建設は認められない。2番として、国際的な安全基準を早急に作成して国民に示すよう求める。3番目として、既存の原発の総点検を行うこと。4番目として、2030年を目途とする新エネルギー政策を大幅に見直し、新たな原発建設を凍結し、循環再生エネルギー、自然エネルギーへ転換していくこと。以上を意見書として提出するという意見書でございました。

これを周防大島町議会が採択したわけですので、このことについて、私もこれに同意するという意味でございます。これが議員の皆様方と同じく、私の意見だというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 最後ですが、そうすると、新規原発に反対するというのであれば、上関原発建設計画には町長としては反対だと、そういう表明を事実上しているということで理解してよろしいかどうか。または伊方原発の再稼働についても、反対の意思を持っているということで理解していいのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） この、採択をいただいた意見書のとおりだというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田議員の質疑を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1番、藤本浄孝議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 1番、藤本浄孝です。一般質問のお時間をいただきまして御礼申し上げます。よろしくお願いいたします。

このたびの質問といたしまして、町内バス路線の利用促進と維持についてお伺いをいたします。

地域公共交通、本町では主に路線バスですが、地域の足として町づくりにも重要な役割を担っています。しかし、全国的に人口減少や過疎化により、利用者の減少が深刻な問題となっております。その背景には、バス運営会社の経営的側面から利用者の減少に耐えられず、しかし、地域公共交通の役割の重要性から、市町村主導の委託運営に移行してきた過程があるかと存じます。

それは、国土交通省による平成14年のバス路線の規制緩和や、平成18年の道路運送法の改正などによるもので、現在では周防大島町の取り組みの度合いが大きい中で各路線が存続している状況です。

町のホームページを見ますと、調べますと、本町におきましても、平成15年度に地域公共交通会議におきまして、町長を中心に協議され、平成19年5月には地域交通活性化計画案が示され、綿密に地域交通についての計画がなされています。

しかし、当時の状況から環境は変化しており、社会的には高齢者による自動車事故多発による免許返納の促進や、70歳以上の運転免許の更新が煩雑化しています。そして、現在の町内人口ピラミッドの図を見ましても、町内でも人口が多い65歳から74歳の住民の皆さんが、今後、高齢化により公共交通を利用する可能性があるならば、より町内のバス路線の必要性は高まってくると思います。

個人的には、安全運転を促進し、元気に皆さんに運転してもらいたいと思うところですが、返納に関する不安の声を住民の方からもよく伺います。そして、社会情勢の中で免許返納は加速すると思われるところです。そのため、今から公共交通の活性化、見直しが重要だと考え、このたびの質問に至りました。

委託企業との関係、国や県からの補助金の改正など、困難な点も多いかと存じますが、生活の中でバスがなくては困る住民もおられます。また、全ての住民が安心し、生き生きと生活するための地域振興や交流という面でもバスは重要であります。

そのためにも公共交通インフラの提供は重要課題であり、利用者の声をくみ取った、新たな前向きで活気あふれる利用促進への取り組みが必要となると考えます。町内のバス路線の現状と今後の取り組み、方針について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 藤本議員さんの、町内バス路線の利用促進と将来に向かっての維持についての御質問をいただきました。

まず、町内の公共交通（バス路線）の現状について、御説明をさせていただきます。現在、住民の移動手段となっている生活路線は、防長交通株式会社が運行しております国庫補助対象の大島駅から周防油宇、そして大島駅から久賀経由町立橋病院前を走る大島本線と、大島駅から沖浦経由町立橋病院前までの大島3系統が、これが国庫補助対象路線でございます。

次に、県費補助対象の柳井駅から周防八幡（久賀）までの1系統、これが県費補助の補助路線でございます。

そして、平成11年に廃止バス路線代替運行として、大島観光タクシー株式会社と協定を結んでおります乗合タクシー奥畑線でございます。これは既に乗車率が非常に低下して、県費補助もなくなったということございまして、町の補助だけで運行しているわけでございます。

加えて、白木半島を中心に運行しておりますスクールバス白木線に一般客が乗れる、一般混乗と言っておりますが、混乗型があります。

以上が町内を走る公共交通であります。いずれも赤字路線であり、国県及び町からの多額の補助金、負担金とも言いますが、これを拠出し、現状の路線と便数を何とか維持しているというのが現状でございます。

また、町民や各自治会、自治会連合会からも毎年のように、大島駅での乗り継ぎ、バスの乗り換え、早朝夜間の増便、これらが不便であるということが大変たくさんのさまざまな御要望、御意見を多くいただいているところでございます。

私たちも町内のバスの本数が少なく不便であるということは十分認識をいたしております。本数が少ないために電車との接続も悪く、通学通勤の方々にも大変な御迷惑をおかけしているということも承知をしているところでございます。

このような認識のもとに、利用促進のための利便性の向上等には、増便や再編等の検討が必要になってくるかと考えております。ただ、利便性の向上のための増便や新たな運行計画には、多大な経費を必要とし、かなりの利用者が見込めない限り、現状の赤字をより膨らませることとなり、今後のバス路線そのものの存続に大きく影響を及ぼす危険性がございますので、対策として慎重にならざるを得ない状況であることを御理解をいただきたいと思っております。

そして、平成19年10月に現在の路線と便数に改正し、現在まで何とかこれを維持してきたというところでございます。

つきましては、今後の方針といたしましては、引き続き国や県の補助制度を利用し、現行の路線と便数の確保に努めてまいりたいと思っておりますし、またあわせて、皆様の御理解と御協力、そして何よりも利用いただかなければ維持できないということでございますので、多くの皆さん方に御利用いただくということが大変大切であろうと思っておりますが、済いません、これから私の気持ちなんです、自分が自家用車を運転できるのに、それを運転せずにバスに乗るということは、言うならば100%ないということでございます。先ほど議員さんがおっしゃられたように、自分が免許を返納したときには、きちんと便数はたくさんあって、乗せていただかなければ困るということ、それも十分によくわかります。しかしながら、大変大きな矛盾をはらんでおる状況にあるということも御理解をいただき、ぜひとも、できるだけの御利用をお願いをしたいという気持ちでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 御答弁ありがとうございます。私もバス路線のことを、町内のバス路線のことを調べれば調べるほど、ああ、これはなかなか運営が大変だなとひしひしと感じた次第でございます。

やはりこうやって、周防大島町の取り組みによって、路線のバスが運行されておりますので、ぜひ町民の皆さんにもPRをしていただいて、少しでも利用を促進していく、そして、効率化をよく運行をしていただくということが一番大切なのかなと思っております。要望になりましたけれども、ぜひ、今後ともこのバスの運営の存続をお願いをしたいと思っております。

私からは以上です。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

○議長（荒川 政義君） 本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、3月26日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時58分散会
